

令和7年 第9回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月24日 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（13名）

会長
会長代理

3番	船	川	由	孝
2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
5番	植	竹	一	寿
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
11番	増	田	隆	司
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員（1名）

10番 倉 持 昭 夫

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 その他

7 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 栗山浩史 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後3時00分

◆局長

令和7年第9回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は13名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和7年第7回7月の総会議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

◆事務局

(令和7年第7回7月の総会議事録訂正箇所の説明をする)

◆会長

ほかにご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和7年第7回7月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の伊丹委員、6番の石川委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける借受人は6名となっています。

以上です。

◆会長

1番から3番については行幸地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

1番から3番まで、借受人は〇〇〇〇さんです。借受面積は11,979㎡です。

貸付人、1番〇〇〇〇さん、権利設定面積は1,488㎡、2番〇〇〇〇さん、権利設定面積は1,981㎡、3番〇〇〇〇さん、権利設定面積は8,510㎡です。特に問題はありません。

以上です。

◆会長

1番から3番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

4番については権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

4番、借受人の〇〇〇〇さんからお話を伺いました。期間10年の使用貸借になります。妻の〇〇〇〇さんから借り受け、耕作するものです。特に問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

4番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

5番から7番については吉田地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

5番、貸付人の〇〇〇〇さんと借受人の〇〇〇〇さんは親子です。お子さんである借受人の〇〇〇〇さんは酪農を行っています。お父さんから農地を使用貸借し、期間10年で水稻を作付するそうです。農機具も全て揃っていますので、特に問題はないと思います。

6番、〇〇さんは、現在、加須市内の農業生産法人に勤務していますが、本年で退職し、相続で取得した田5,572㎡を中心に、水稻を作付する予定だそうです。今後、新規就農し、吉田地区のご実家を作業所及び作業拠点として耕作をしていきたいと考えているそうです。特に問題はないと思います。

7番、〇〇〇〇さんは、以前から自己所有地28,750.85㎡を耕作しており、新たに農地利用権の登録を申請し、自分が借り受けるというもので、農機具は全て揃っていますので、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

5番から7番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

8番及び9番については八代地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

8番及び9番について、借受人は、同一人となります。

8番、〇〇さんが自分の所有する農地について、農地利用権の登録を申請し、自分が借り受けるというもので、11筆、18,231㎡について新規、10年間の使用貸借権の設定を行うものです。

9番、今まで利用権設定により〇〇さんから借り受けていた農地について、農地利用権の登録を申請し、借り受けるというもので、1筆、2,978㎡について新規、10年間の貸借権の設定を行うものです。

借受人の〇〇さんは、農業機械も揃っており、問題はないと思います。

以上です。

◆会長

8番及び9番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

議案第1号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第1号については承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用5条の届出4件を報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会にあたりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしく願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年12月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 伊 丹 栄

署名委員 石 川 広